

さん
燦

事務所報
SUN 第25号
2020年7月発行

🌱 OIKE LAW OFFICE

弁護士	長谷川 彰	弁護士	野々山 宏
弁護士	坂田 均	弁護士	永井 弘二
弁護士	長野 浩三	弁護士	草地 邦晴
弁護士	小原 路絵	弁護士	茶木真理子
弁護士	上里美登利	弁護士	住田 浩史
弁護士	谷山 智光	弁護士	北村 幸裕
弁護士	増田 朋記	弁護士	志部淳之介
弁護士	若竹 宏諭	弁護士	森貞 涼介
弁護士	三角真理子	客員弁護士	二本松利忠
客員弁護士	大瀬戸豪志		事務局一同



暑中お見舞い 🍡 🍡 申し上げます。

消費者庁に任期付き公務員として任官していた志部淳之介弁護士が昨年11月に復帰し、本年1月から三角真理子弁護士が加入し、当事務所は現在弁護士19名で、各人の幅広い専門分野を活かしつつ、互いに切磋琢磨して、日々業務に取り組んでいます。

今年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、仕事や生活にとどまらず様々な面で大きな影響がありました。京都では、いつもこの燦の表紙を飾る祇園祭の巡行も中止となりました。司法関係でも、4月及び5月の裁判期日の多くが取り消されるなど、前代未聞の事態となりました。新型コロナウイルスが大きな要因となって、私達を取り巻く環境は大きな変革を要求されています。当事務所は、いづどんな状況におきましても、顧客の皆様に最善のリーガルサービスを提供できるよう、所員一同一丸となって業務に邁進しております。また、混乱期にある社会のために、より一層フェアネスの実現にも努力し、社会貢献していきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階
TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012
E-mail oiike@oike-law.gr.jp
URL <http://www.oike-law.gr.jp/>

2020/7
No.25

消費者庁での2年間

弁護士 志部 淳之介



私は、平成29年11月から2年間、任期付職員として消費者庁の消費者制度課に赴任しました。消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営める社会の実現を目指す省庁です。私は、政策企画専門官という役職で、主に法律や政策の立案、国会対応などを担当しました。

私が赴任して間もない頃は、いわゆる加計・森友問題で霞が関が揺れている時期でした。国会議事堂や官邸周辺をデモ隊が取り巻き、平成30年3月には近畿理財局の職員の方が自殺、同月には当時の理財局長だった佐川氏が国会に参考人招致されるという異例の事態で、財務省には毎日報道陣が詰めかけていました。隣の合同庁舎4号館で、昼夜明かりが消えず不夜城と化した財務省を見ながら、私は消費者契約法の改正作業を進めていました。



休日の国会議事堂

担当した業務の中で思い入れが深いのは、国会対応です。国会の審議が行われる際、議員の質問は、事前に関係省庁に通告されます。これは、なれ合いや談合ではなく、事前に法律の細かい内容や数値データに対する回答を準備するためです（これをしないと、「後日確認の上、回答します」という答弁の連続になり、そもそも議論になりません。）。

さて、国会審議の前日は、関係部署に「国会待機」という指示が出ます。議員の質問は、国会前日に各省庁の国会連絡室に入り、そこから担当部署に質問が伝えられます。担当者は、議員の事務所に向向いて説明を受け、質問内容の趣旨を改めて確認します（問取り）。ここからは、時間との勝負です。答弁案を担当する場合、質問に対する答えを起案し、庁内で課長、審議官、次長、大

臣秘書官と順に決済をとっていきます。場合によっては、関係省庁に事実確認が必要な場合もあり、その際は、並行して他省庁と答弁内容を確認しつつ作業を進めます。原則として、1問につき3時間以内を目安として答弁を完成させる必要があります。場合によっては、一人の議員から50問の通告を受けるといったこともあり、全ての質問で3時間のルールを守るのは至難の業です。

作業は深夜から明け方にかけて続きます。明け方頃には、全ての質問と答弁、資料がセットされた巨大な一冊の本が完成します。午前中に法案審議が行われる場合、仮眠をとる時間がなく、そのまま国会に臨むこともありました。審議が連続する日は、この行程が連日繰り返されます。私が法案を担当した第196回通常国会では、議論が白熱しました。平成30年6月8日、当初の政府案に新たな条文が追加修正された形で「消費者契約法の一部を改正する法律」が成立しました。NHKの国会中継で法案成立を告げる一言が流れたとき、課室は静寂に包まれていました。嬉しさというより、精魂尽き果てたという方が近いかもしれません。私は、法律ができるまでのプロセスの中で、様々な利害関係を調整し、万人にとっての幸せを実現することの難しさを学びました。

私が感銘を受けたのは、徹夜が続くような労働環境でも日々全力で業務を続けている若手官僚達の姿勢でした。1、2年目の新人係員でも政策や条文案について積極的に議論に参加します。消費者庁は小規模な省庁なので、係員から管理職までの距離が近いこともプラスに作用しているのかもしれません。

今現在もコロナ禍の国会で、どうすれば状況を打開できるのか、多くの官僚が不眠不休で悪戦苦闘しているのだと思います。全てのひとを幸せにすることはとても難しい。けれど、懸命に未来を切り開こうとする彼らにエールを送りたいと思います。



消費者庁消費者制度課にて

テッド・チャン「息吹」の書評

(またはCovid-19による「新しい生活様式」について)

弁護士 住田 浩史



1 テッド・チャン

テッド・チャンTed Chiangは、中国系アメリカ人のテクニカルライター兼SF作家です。

中国系というと、「三体」(昨年、ついに待望の邦訳が刊行されましたね。)でアジア人初のヒューゴー賞を授与された劉慈欣(リウ・ツーシン)、「紙の動物園」でネビュラ賞・ヒューゴー賞・世界幻想文学大賞の三冠を達成したケン・リュウKen Liu、(ハードでもないソフトでもない)ハードSFを煮込んだ「おかゆporridge SF」というSFジャンルを生み出した夏筋(シア・ジア)などのいわゆる「中国SF」作家たちが想起されますが、彼(女)らとは違い、チャンは、中国出身ではありません。

これら中国SFが、どこかしら少しウェットなところを残している(特に、大学で同じコンピュータ・サイエンスを学んでいたケン・リュウの文体はかなりウェットだと思います。)のに対し、チャンの文章は、徹底して冷たく、ドライです。

そして、寡作なのも特徴です。すべて短編または中編なので、すぐに「もう全作品読破したよ。」ということができます。

2 第二作品集「息吹」

2019年に発行された第二作品集「息吹」は、第一作品集の「あなたの人生の物語」(表題作はArrivalという名前で映画化もされました。邦題「メッセージ」)から17年ぶりに出されたものです。

この「息吹」に通底するテーマは、「家族」「育児」です。先ほど、文体は「徹底して冷たい」と書きましたが、これは感傷的なスタイルではない、という意味であって、そこに感情が存在しないというわけではありません。献辞が「マーシャに」(マーシャとはチャンのパートナーの名前です。)とされていることから、家族のことを思って書かれたのではないかと考えます。

特に印象に残ったものを3篇あげます。

まず、冒頭作の「商人と錬金術師の門」です。これはアラビアン・ナイトのような体裁をとっていますが、タイムトラベル物のSFです。ただし、過去も未来も変えられないという制約があり、その制約が物語を面白くし

ています。別の短編集に掲載されていた作品の再読だったのですが、何度読んでも、まるでイスラム美術の精密な工芸品のような美しい短編です。

次に「ソフトウェア・オブジェクトのライフサイクル」です。これは中編です。ソフトウェアのライフサイクルというと、IT用語的には企画から販売、運用、サービス終了までの一連の工程のことを指しますが、ここでのライフサイクルは、子供型ロボットのソフトウェアの人生を描いています。ロボットやAIに人権を認めるかという問題は、SFの世界からすでに現実世界のものとなっていますが、チャンはその先の世界を豊かに描いています。

そして最後に中編「不安は自由のめまい」。量子力学の多世界解釈をテーマに、発動後に2つに分裂した世界間での通信ができる「プリズム」というガジェットが出てくるのですが、薬物依存ならぬプリズム依存症(向こうの世界では自分もとうまくやっているのを知って落ち込む、虚しくなる。)の自助グループがあるというアイデアはとてもリアルですし、そして、最後の仕掛けは(ネタバレとなるので言えませんが)うまいなあと思わされます。個人的には、次にチャンの作品が映画化されるとすれば、これではないか、と思っています。人格が決断を作るのか、決断が人格を作るのか、という話にははっとさせられます。

3 SFとは何か

さて、チャンは純然たるSF作家ですが、SFとは、このように、コンピューターその他のテクノロジーによる社会の変革と、変革によって人々が送る(送らざるを得なくなる)日常を描くものです。

ところで、私がこの原稿を書いているのは、2020年5月9日なのですが、厚生労働省が発表した「新しい生活様式」¹⁾、この言葉は、まさにSFですよ。発刊される頃には、「もっと新しい生活様式」、「最新の生活様式」があらわれてくるのではないかと、と思っています。

1 厚生労働省Webサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

「王とサーカス」とネパール

弁護士 野々山 宏



1 ネパールを旅した

現在では海外旅行はままならないが、2019年11月に、長男に同行してもらい、ネパールのカトマンズ、ポカラなどを旅した。約30年前、医療援助でネパールに派遣されていた友人の、「ネパールで、道は本来人が歩くためにあることを実感した。」との言葉が印象深かったことと、ヒマラヤ山脈をこの目で見てみたかったからである。

ネパールは、多民族、多言語、多宗教国家で、大国の中国とインドに挟まれた小国だが、長く王国として独立し、内戦を経て現在は民主共和国となっている。中国の自治区とされたチベットと違い、ヒマラヤ山脈が盾となって独立が保たれてきたのだろう。ネパールは、独自の民族文化と、中国・チベット・インドの文化が融合している。料理でも、カレーやダルバート（ネパールの定食）はインド料理の影響を感じ、モモ（蒸し餃子）、ギャコック鍋（寄せ鍋）はチベット・中国の影響を感じた。

老若男女を問わず英語が普通に通じた。カトマンズのバザールで道に迷ってしまったときにも、私のつたない英語を、皆さん良く理解してくれて助かった。グルカ兵が英国やインド等英連邦諸国の傭兵になっているなどの、伝統的な関係が実践的な英会話教育に力を入れている理由だろう。

2 ポカラのプールは氷のようだった

トレッキングコースは別にして、友人の言葉とは裏腹に、道路には車があふれていた。道路状況は悪い。幹線道路でも多くは未舗装で、穴だらけだった。自動車は激しく揺れ、移動時間にメールチェックをしようとしても、とてもキーボードを操作できる状態ではなかった。11月は乾期だったので、土埃が激しく、サングラスとマスクが必需品だった。幹線道路を外れた裏道を歩く方が快適で、友人の言葉もその意味だったのかもしれない。

旅行中はずっと晴れていたの、ヒマラヤ山脈はいたるところから眺めることができた。中でも、小型飛行機で間近で見たエベレストの頂と、ポカラからのアンナプルナ連峰の眺めはすばらしかった。エベレスト上空では、パイロットがコックピットまで招き入れてくれて、エベレストの青白く輝く頂を指し示してくれた。今にもぶつかりそうなくらい接近して眺めた氷壁は、透明なうすいブルーで様々な形で迫ってきた。

ポカラでは、朝昼晩と太陽の光と雲によって様相を変えるアンナプルナ連峰を満喫した。高原の高台、市内のベワ湖のほとりや、ホテルの部屋でネパールビールを飲

みながら、アンナプルナ連峰のたくましいが優しい峰峰をじっくり眺めていると、念願がかなったことが実感できた。

旅行では、ホテルにプールがあれば、泳ぐことにしている。ポカラにも屋外プールがあったので泳いでみた。さすがヒマラヤの麓だけあって、水が氷のように冷たかった。しばらく泳ぐと慣れるだろうと思っていたが、尋常ではない冷たさに身体が悲鳴をあげ、早々に引き上げた。滞在中、私以外に誰一人泳ごうとしていなかった。泳ぐためではなく、ホテルからのインスタ映えする景色のためにあるプールなのかもしれない。

3 帰国してから「王とサーカス」を読んだ

ネパールから帰国してしばらく後に、米澤穂信著の「王とサーカス」を読んだ。2015年末に公表された「このミステリーがすごい」などのミステリー評価ランキングで国内部門1位を総なめにした作品である。2001年6月にネパールの王宮で実際に発生した、国王をはじめとする王族殺害事件を取り扱っている。米澤穂信は、「さよなら妖精」「リカーシブル」「満願」など読ませる作品から、「犬はどこだ」「いまさら翼といわれても」など軽いタッチの作品まで幅広い。「王とサーカス」は、外国の事件に対する日本のジャーナリストの取材姿勢がテーマとなっており、読ませる作品に属する。ユーゴスラビア紛争を扱った「さよなら妖精」に登場する高校生が、10年後にフリージャーナリストとなり、カトマンズで遭遇した王族殺害事件取材していくストーリーは、それ自体大変おもしろいが、それ以上に私が興味深かったのは、カトマンズの街の描写と、ネパールの人々の外国人に対する思いの指摘であった。

カトマンズの蒸し暑い気候、断水状態、狭い通りの両側に商店や露天商がならなる街並み、多くの人でごったがえすバザール、至る所にあるヒन्दュー教の像などの描写はリアルで、カトマンズの街に戻った気分がさせられる。また、王族殺害事件の外国人の報道はサーカスの演し物でありイベントだ、外国人は正義を盾に報道して結局ネパール人から仕事を奪っている、などの、外国人によって国民の生活が混乱させられていると感じるネパール人の思いがメッセージとして発せられており、考えさせられた。

ネパール旅行に行くなら「王とサーカス」が、セットでおすすめである。

秦氏渡来

弁護士 坂田 均



1 友人S君のフェイスブックの投稿で、太秦の近くに「大酒神社」という小さな祠があることを知りました。由来書には「弓月王、372年に百済から民衆1万8670人余りを引連れて帰化した」と太秦を中心に栄えた秦氏の渡来が書かれています。

372年とはどのような時代だったのでしょうか。聖徳太子が亡くなったのが622年ですから、時代はその250年前です。天智天皇率いる日本・百済遺民の連合軍の唐・新羅連合軍との白水江の戦いは663年ですから291年前の出来事です。

このような大規模な人口移動は歴史上稀ですが、百済で一体何があったのでしょうか。大和政権の協力なしにこのような大移動はできないはずですが、政権が受入れた理由は何だったのでしょうか。

2 4世紀といえば、朝鮮半島には高句麗、百済、新羅の3国が互いに相争う関係にありました。

高句麗は、313年に晋を滅ぼし楽浪郡を奪還し、その後勢力を拡大しています。百済は、4世紀前半には朝鮮半島の約半分を支配していましたが、高句麗との391年から396年間の戦いの結果、漢江以北の領土を奪われています。広開土王碑文によると倭国も百済支援のため391年ころに出兵しているようです。5世紀に入ると高句麗の南進政策の圧力は高まり、百済は475年に首都を漢城から南の熊津城に遷しています。

このように390年代の朝鮮半島は、高句麗優位、百済劣位の関係にあり、百済は高句麗から大きな圧力を受けていたといえます。漢江付近の領土も失っています。372年は391-396年の少し前の時期ですが、両国は戦争状態にあり、弓月王は諸族を守るため日本に新天地を求めて渡来したということではないでしょうか。

3 次に、葛城氏のことに触れておきます。葛城氏は4、5世紀に大和政権で活躍した豪族ですが、興味深いのはその祭神です。村井康彦氏によると、葛城氏の籠（この神社の祭神は「彦火明命（ひこほあかりのみこと）」ですが、これが鴨氏の賀茂別雷神（かもわけいかずちのかみ）」と同一異名であるということです。仮に、この解釈が正しければ、鴨氏は、実は葛城氏と同族であるということになります（勿論、反対説もあります）。葛城氏は、蘇我蝦夷が祖廟を葛城の高宮に建てた

ことから、蘇我氏と同族だったともいわれていますので、この話は想像力を掻き立てます。さらにいうと、葛城にある高鴨神社の祭神は、大国主神の子の「迦毛大御神（かものおおみかみ）」であり出雲系の祭神といわれています（村井康彦著「出雲と大和—古代国家の原像をたずねて」岩波新書26、159、163、165頁参照）。蘇我氏については渡来系説が有力ですので、仮に、このような推論が全て正しいとすると、鴨氏は、渡来系の葛城氏と同族で、しかも出雲系で、大和と山城に一大勢力を有していたということになります。

4 太秦に話を戻します。考古学的には、秦氏の入植時期については、太秦を取り囲む嵯峨野地域には、前方後円墳が築造された5世紀から6世紀代と、洪積台地が集落として開発される7世紀代の2つの可能性があるとされています。後者が有力のようです（東洋一・加納敬二著「嵯峨野における秦氏の到来時期について—地形から見た嵯峨野の開発過程—」）。この頃に、聖徳太子は、秦河勝に命じて葛野大堰の築造をさせていますし、秦河勝は太子から譲り受けた仏像のために広隆寺を建立したといわれていますので、おそらく秦氏は7世紀に太秦に定着したとすべきなのでしょう。

秦氏が入植した地域は、太秦以外にも、伏見深草、河内讃良郡、摂津豊嶋郡、針間国、阿波国、伊予国など広範囲に及んでいますが、弓月王はすぐには太秦に入らずに、場所的に大和政権に近いところで貢献していたのではないのでしょうか。

5 問題は、大和政権が弓月王を迎え入れた背景です。

秦氏が技術集団として必要だったというのは説得力があります。

しかし、たとえ大和政権主導であったとしても、そう簡単に1万8670人もの人々を受入れられるのでしょうか。当時の日本の人口はおそらく450万人足らずだったと思いますが、住民とのトラブルなどの移民問題はなかったのでしょうか。

もしかすると、大和政権は朝鮮半島に領土的野心があったのかもしれませんが。それとも、当時日本にはすでに多くの渡来人が居住しており、受入れに伴う移民問題は生じなかったということなのではないでしょうか。

想像はとどまることなく広がって行きます。

web呑み会

弁護士 長野 浩三



これまでの燦に書いた私の趣味をまとめると、私の趣味は、「宴会と登山とマラソンとボルダリングとトレイルラン」だ。この中で一番古い趣味は「宴会」だ。だいたい35年くらいの「キャリア」だ。まあ、人と酒を呑んでいるだけといわれれば、それだけなのであるが、今年の新型コロナウイルス問題は私のこの一番古い趣味のあり方にも多大な影響を与えた。

強力な感染力をもつこのコロナ対策として、いわゆる三密（密閉、密集、密接）を避けることが求められ、居酒屋などでの宴会もほとんどできなくなった。飲食店でのアルコール類の提供は午後7時までとなれば、なおさら外で呑もうということにはならなくなった。しばらくは一人でしらふの家族を相手に家で呑んでいたが、やっぱり「宴会」がしたくなるものだ。コロナ対策として、仕事では対面の面接・会議の代わりにweb会議（webカメラとマイク・スピーカーで行うインターネット経由の会議）が開催されるようになったが、呑み会もweb呑み会で開催されるようになった。

webの手段としては、LINEやFacebookのMessengerで画像送信と音声通話ができるのでこれでもできる。LINEでは複数人でつながりこともできることを確認した。実際のweb呑み会（会議）で使うことが多かったのはzoomだ。これは主催者がいればアカウントを取得する必要がなく、主催者から送られてきたURLをクリックするかミーティングIDとパスコードを入力すれば誰でも簡単に参加できるのでとても便利だ。Skypeは当初アカウントが必要だったが、web会議にzoomが使われる様になると対抗して、アカウント不要で会議に参加できるようになったらしい。

zoom呑み会は、普通の呑み会とあまり変わらない程度自由に会話できる。コンマ数秒のズレを感じることもあるが、それも慣れるとあまり気にならない。京都弁護士会マラソン部の面々、事務所のメンバー、小布施見にマラソンに参加予定だった取引先の面々など何回かweb呑み会をやったがとても楽しい。

web呑み会の良いところは、とにかく、コロナ問題で実際に会って宴会できない状況のなか、会ったのとあまりかわりない状況で宴会ができることだ。これは当然といえば当然だが、まずはおさえておかなければならない。

次に、普段ならなかなか会えないメンバーともお手軽

につながって宴会できるところがすばらしい。前述の小布施見にマラソンは今年の7月12日午前6時に開催予定だったが、中止となった。本来なら長野県に集まり、前夜祭と打ち上げで呑む予定だったメンバーとも会えなくなったが、LINEでweb呑み会をしようということになり、遠隔地各所を結ぶweb呑み会となった。私のいる京都のほか、大阪、埼玉、千葉、東京、長野にいるメンバーも参加した。

web呑み会では、当然のことながら各自が酒とつまみを準備する。それぞれ準備した酒やつまみをwebカメラで見せ合い、いろいろ論評していくのもおもしろい。つまみの餃子で盛り上がった際には、餃子を4人前（24個）次々と焼いていく人がいたり（焼いている際にはwebカメラからは姿を消す）、王将の餃子がやっぱりうまいとか、王将のスタンプを25個集めると5%割引カードがもらえたなど、よく考えるとつまらないが酔っ払っているのもそれなりに楽しい会話が楽しめた。



宴会風景(王将メニュー版)

zoomでは画面の背景をバーチャル背景にすることができ、これもいろいろこるとおもしろい。私がよく使っていたのは高級ウイスキー響のエチケットだ。酒飲みっぽくて気に入っている。



バーチャル背景

web呑み会は自宅で呑んでいるので、飲み過ぎることがあるようだ。マスコミでは、際限がなくなり、午前2時、3時まで呑んだ人がいた話を聞いた。また、実際、私がweb呑み会で呑んだ人もワイン1本を一人で呑んでいて酔って寝てしまったという人もいた。帰る必要がないので、気が緩んでの飲み過ぎに注意である。

web呑み会で何とか宴会できているが、やっぱりリアル呑み会が恋しいものだ。一刻も早くリアル呑み会ができる状況にしないといけないと思う。呑み会を含め、コロナ問題は社会のあり方を変えていくように思う（もっと切実な変化もあるが、呑み会は私にとってそれなりに切実なのでこの話題を取り上げさせていただいた。）。

zoom呑み会は、普通の呑み会とあまり変わらない程度自由に会話できる。コンマ数秒のズレを感じることもあるが、それも慣れるとあまり気にならない。京都弁護士会マラソン部の面々、事務所のメンバー、小布施見にマラソンに参加予定だった取引先の面々など何回かweb呑み会をやったがとても楽しい。

web呑み会の良いところは、とにかく、コロナ問題で実際に会って宴会できない状況のなか、会ったのとあまりかわりない状況で宴会ができることだ。これは当然といえば当然だが、まずはおさえておかなければならない。

イノチからがら

客員弁護士 大瀬戸 豪志



振り返ってみると、これまでよく無事に生きてこられたものだと思うほどに大きないくつかの出来事に遭遇してきました。

なかでも最大の出来事は、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件との遭遇です。調査旅行でニューヨークのエンパイアステートビル近くのホテルに宿泊していた11日の朝、訪問先に行く準備をしながらテレビを見ると、ワールドトレードセンターの上方から真っ黒な煙が立ち上っているではありませんか。アナウンサーの興奮した口調から、大変なことが起きたのだろうと察しはつきましたが、早口の英語で全く聞き取れませんでした。ロビーへ降りていくと、すでに異様な臭いが漂っており、テロだと知って興奮した人々でごった返していました。急ぎ日本へ連絡しようと思い、電話ボックスへ行きましたが、すでに長蛇の列で駄目でした。遅れてきた迎車に乗って訪問先へ赴き、なんとか用件を終えることができましたが、さあ大変、都心部が封鎖され、ホテルへ戻ることができません。訪問先の弁護士のご厚意で自宅に泊めていただくことになりました。文字通りの大邸宅で、広々とした部屋と調度品の豪華さを目の前にして、これがアメリカの弁護士の私生活なのかと、驚嘆と羨望が入り混じった複雑な感情に見舞われたことが思い出されます。

その翌日、封鎖が解かれ、元のホテルへ戻ってからは、まさに戦争状態でした。夜の10時ごろ、突然非常ベルが鳴り響きました。ビックリしてドアを開けて外を見ると、誰かが「ボム、ボム」と叫びながら階段を駆け下りていくではありませんか。急いでパスポートやお金を入れたウエストポーチを手に取り、後に続きました。そのまま外に出ると、犬を連れた警官が「爆弾が爆発するかもしれないから、ホテルからできるだけ遠くへ逃げろ」と大声を張り上げていました。なぜかその時の英語はちゃんと聞き取れました。必死になって、皆の後を追って走りました。気が付くと、機内用のスリッパでした。そのまましばらく走って歩き始めると、警官が後ろから「もっと遠くへ」と叫びながら、犬をけしかけてきます。スリッパなのでそんなに早く走れるわけではありません。しんが

りで、犬に尻をかみつかれそうになりながら、一目散に皆の後を追いました。頭によぎったのは、空襲の焼夷弾から逃げ惑う群衆の映像でした。

そのうち、周りが急に静かになり、警官の大声も犬の吠え声も聞こえなくなりました。あたりを見回すと、日本人でない外国人ばかり。どうなることかと不安に駆られながら、徘徊すること数時間、明け方になってやっと、警官が「爆弾は誤報だったからホテルに戻るように」といってくれました。こん畜生めと思いながら、なんとかホテルに帰り着いたときはすっかり夜が明けていました。その日にシアトルへ移動する予定でしたが、飛行機は全てストップ。やむなくニューヨークにとどまることになりましたが、都心部のホテルは危ないということで、セントラルパークの近くのホテルに移りました。それからおよそ1週間、そのホテルで軟禁状態が続きました。その間、市内の娯楽施設はすべて閉鎖、歩いて行けるメトロポリタン美術館やカーネギーホールも例外ではありませんでした。日本行きの飛行機が出るまで、毎日セントラルパークの中をグルグル歩き回るだけの日が続きました。サンフランシスコ経由の飛行機でやっと日本に戻ることができました。後で知ったことですが、当時の石原慎太郎東京都知事がテロの日の翌日、尾身幸次大臣がその2～3日後に帰国していたようです。私ども平民はテロの日から1週間の足止めをくいました。この差は一体何なのでしょう。

このほかにも、31年間過ごした東京から関西へ移住した翌年の1995年1月に阪神淡路大震災にあい、2011年3月には、東京へ向かう新幹線の名古屋駅を過ぎたあたりで東日本大震災に遭遇しました。とくに、東日本大震災のときは、その後の報道を見て、よくもまあ新幹線が脱線しなかったものだ、もし脱線していたらとても無事にはすまなかっただろうと思い、ゾッとしたものでした。

これだけ大きな出来ごとに遭遇しながら、無事に生きながらえてこられたのは、奇跡なのか、単に悪運が強かっただけなのか、分かりませんが、残された命を今後とも大事にして過ごしていこうと思っています。

「アングルのヴァイオリン」

客員弁護士 二本松 利忠



1 フランスに「アングルのヴァイオリン」“violon d'Ingres”という成句がある。19世紀前半に活躍した新古典主義の巨匠ジャン＝オーギュスト・ドミニク・アングルは、「グランド・オダリスク」（横たわるオダリスク）、「泉」などの絵画で有名で、ルーブル美術館には「アングルの部屋」が設けられ、多くの作品が展示されている（一部はオルセー美術館にもある。）。一方で、アングルは、ヴァイオリンの名人でもあり、パガニーニと協演できるほどの腕前であった。しかし、アングルは、自分の本業はあくまで画家であるとして、勧められても、入場料金をとる演奏会への出演は固辞したとのことである。このような故事から、「アングルのヴァイオリン」とは、「(本格的な)趣味」あるいは「余技」「余芸」といった意味に使われている。

2 裁判官に任官した当初、司法研修所や配属庁において、新任判事補研修として先輩裁判官から裁判官の心構えなどについて話を伺う機会が何度かあった。その中で、何人かの大先輩に「様々な分野の本をたくさん読め。」とか「趣味を持て。」と勧められた。これに対して、私は、仕事をする上で必要な専門書等を読むのは当然としても、それとは別に好きな本を読みたいし、趣味は好きでやるもので、裁判官の仕事に役立てるためにするというなら、それは趣味とはいえないなどと内心で反発していた。当時の自分は、裁判とは、ケースを論理的に分析し、判例を含む法規範を適用して合理的な推論によって結論を導くものであるという意識が強かった上、裁判官は裁判官の仕事に全身全霊を捧げるべきであるとする精神論に息苦しさを感じていたからであった。

3 しかし、経験を重ねるうちに、上記のような助言をされた先輩裁判官の真意は、裁判をするに当たっては最終的な判断者としての人間的力量が必要であり、そのために視野を広め、識見を高めていく必要があるということであり、私が皮相的に捉えていたようなことではないことを理解するようになった。世の中には、通り一遍の法解釈や判例を知っているだけでは片付かない問題がたくさんある。事実認定に当たっては、幅広い人生経験、豊かな一般常識が必要とされる。また、法の適用については、適用の前提として「法律の解釈」が必要となるが、それは実践的・創造的作用であり、その作業には法律外

の価値判断が入る。その意味で、裁判官の判断は全人格的判断であるといわれることも了解できる。そして、人はおのれの分相応のものしか看取り理解することができないから、こちらの器が大きくなると同時に、たくさんの引出が必要であることになる。

私は、残念ながら多趣味・無芸にとどまり、誇れるような域に達したものはないが、羨ましいほどの趣味・芸事を楽しんでいる裁判官が少なくなかった。私の知るところでも、書画・写真、日本舞踊等女人はだしの趣味を持っている者、毎年のようにバイロイト音楽祭やイタリア・オペラ鑑賞に出かける者がおり、鉄道マニアもたくさんいる。大のミステリー・ファンで、翻訳ものに飽き足らず、ペーパー・バックを米国から取り寄せて海外ミステリーの書評集を出版した者もいた。これらの人たちは、何も裁判官の仕事に役立てようと考えてしているのではなく、好きでしていることがその精神世界を豊かにし、結果的に裁判官としての判断の質を高めることに寄与しているのであろう。

4 アングルも、本業でない音楽の世界で自分を伸び伸びと解放し、大いに楽しむと同時に、そのことがまた本業の絵画を豊かにしたのであろう。私も先輩として、若手裁判官に裁判官としての心構えなどについて話をする立場になったとき、アングルの故事を引き合いにして、「趣味を含めて、裁判以外に自分の好きなことを見つけたほうがよい。そこでの精神活動が自分という人間にふくらみを持たせるのであり、趣味を通じた交友関係なども、人間としての幅を広げることになる。また、裁判官の仕事は負担感が重く、ストレスがたまる。仕事以外のところに自分の固有の領域を持っていることは、そこで自分を解放することができるし、仕事以外に、自分らしさ、生きがいというものを見出していくことは精神衛生上とてもよいことだ。」と語ってきた。このことは、裁判官に限らず、法曹全般に当てはまるものであると考え、法科大学院の授業においても、同様のことを学生に語ってきた。目の前の司法試験合格を目指して余裕がない学生にどこまで伝わったか心もとないが、こんなことを聞いたことがあるといつか思い出してもらえることを期待している。

私の健康維持法

弁護士 茶木 真理子



今年、新型コロナウイルスの影響により、外出自粛が求められるなど、いつにもまして健康を維持するのが難しくなっていると感じます。趣味の山登りも自粛。新聞やテレビの情報番組では、筋力維持のための体操やストレッチといった運動方法が毎日のように紹介されていますが、飽き性で、体の硬い私には、どれも今一つ。何とか、身体と心の健康を維持しようと考えた結果、辿り着いた方法が以下の2つでした。

●縄跳び

以前は、自宅の周りを軽くランニングしていたこともありますが、周囲の目が気になったり、ウェアを着替えるのが面倒だったり、続いても1か月程度でした。

健康診断で運動不足を指摘されることが続き、何か運動をしなければということで、テレビで紹介されていた縄跳びを始めることにしました。

縄跳びは、小学校の授業の一環で検定試験が毎月行われており、それに合格するため日々練習をし、難易度の高い技を習得するなど、密かに自信がありました。

テレビでは、まずは前飛び100回を目標にすることが言われていました。ちなみに、小学生の時は、一年生で前飛び1分間を軽くクリアしていましたので、100回ぐらいならば余裕で飛べると考えていました。しかし、いざ始めてみると、最初は50回を飛ぶのも、やっと。前飛び50回ですと、時間にすると30秒程にしかなりません。一番つらいのは、若い時には全く感じなかった足腰への負担です。50回を超えると、足があがらなくなり、飛ぶテンポもどんどん乱れていきます。ただ、不思議なもので、毎日続けていると、どんどん飛べる回数が増えていき、それがモチベーションを高めてくれます。今は、1セット200回、1日2セットを目標にしています。飛び終わった後は、軽くランニングをしたぐらいの疲労感がありますが、道具はもちろん縄跳びさえあればよいので気軽に

できます。また、体幹が鍛えられる、姿勢が良くなるといった効果もあるようです。

●麻雀

学校休校や外出自粛が続くなか、家の中では時間を持て余し、ついついテレビや動画、ゲームばかりになってしまう、何か家族で楽しめるものを、ということで、麻雀を始めることにしました。

皆さんもご存知のとおり、麻雀は、最近では「健康麻雀」などと呼ばれ、過去の悪いイメージは払拭されて、頭や手先を使う、他者と会話ができるといったことから、高齢者に人気で認知症予防にも有効だとされています。

私は、子供の頃に、親から麻雀を教わりました。ただ、基本的なルールは理解しているものの、なかなか上達しないまま、社会人になってからは時間に追われ、しばらく麻雀から遠ざかっていました。

今回、久しぶりに再開したわけですが、記憶力や思考力に衰えを感じるようになってきた私にとっては、とても良い頭の体操になっています。良い手で上がることができると、スカッとしてストレス解消になりますし、何よりも、麻雀をやっていると、時間の経つのがとても早く（我が家では、いわゆる「半荘（ハンチャン）」と言われる1試合あたりで、最低でも2時間はかかります。）、恰好の暇つぶしになります。麻雀を家族でやっている、スマホ漬け、ゲーム漬けの子供達を叱る必要もなくなるので、私の精神衛生的にも、とても良い健康維持法といえます。

皆さんも、日頃の健康維持については、様々な工夫されているのではないかと思います。機会がありましたら、皆さんの健康維持の方法について色々とお話を伺いたいです。そして、そのような機会が早く訪れることを、心から願っております。

ベランダ菜園

弁護士 草地 邦晴



1 我が家には庭がない。戸建だが、割と街中にあり駐車場のスペースを確保するのがやっとだった。山奥の農家で育った私の父は、植木を剪定したり植物を育てたりするのが好きな人だったので、一緒に手伝っていた私も土いじりは嫌いではなく、どちらかという好きな方で、できれば「土」が欲しいところであった。しかし、都会で暮らすには致し方ない。

それでも、京都は街中でも比較的緑が多い都市であるし、人々は密集した街の中であっても、植物を育て、飾り、生活に取り入れるのがとてもうまい。狭い場所では狭い場所なりに、季節感を演出し、美意識をもって生きていくというのが、いかにも京都らしい。

2 してみると、我が家にも庭はなくてもベランダはある。東向、南向で、日当たりはよく、洗濯物を干すだけでなく、植木鉢やプランターを置くスペースは多少ある。そこでは、基本的に花や観葉植物を育てているが、最近では、少しずつ食用の植物を試している。育てていく過程を眺めるのも、できあがったものを食べるのも、なんだかうれしいものがあり、結構楽しいものである。

もちろん、場所も、お金も、手間も、あまりかけたくないし、実際かけられない。それでも、それなりに楽しめるというところや、ステイホームの自粛中でも楽しめるというのがいいところである。最近では、よく分からなくても、ネットで調べれば育て方などの情報に簡単にたどり着くので、困ったことになってもなんとかなるし、成り行き任せというのもまた面白い。

ベランダと一口にいても、向き、広さ、日当たり、通風、素材、屋根の有無などがそれぞれに違い、熱風を吹き出すエアコンの室外機という厄介者もいるので、場所によって環境が全く違う。思ったより植物に過酷な環境であることも多く、実際試してみないとうまく育つかよく分からない。手間暇かけて手入れできる人は別として、水やり以外に手入れできるのは1週間に1日（それもせいぜい数時間）くらいというぐうたら者では、その場所で放っておいても良い、丈夫で育てやすいものをいかに見つけるかが重要になる。

3 我が家の場合、最初に植えたのはローズマリー。調理の風味付けにつかうハーブだが、乾燥に強く幹は木化

してあって、切って使っても、次々新芽を出して育つ上、花も薄紫が可憐で、挿し木で簡単に増やせるという利点もある。タイムも同様で、ハーブ系では、コリアンダー（パクチー）、パセリ類も、育てやすく十分食べられる。色目や香り付けに、ちょっとちぎって使うことができるというのは便利で、好きな人には勧められる。間違いないのは山椒で、鉢植でも毎春香り高い木の芽が大量に生えてくるので、採りたてを遠慮無く食することができる。他方、ミント類は、強靱で成長が早く最初は楽しいが、地下茎を伸ばして驚異的に繁殖し、使い道も限られるので、結局それ以来植えていない。失敗したのはセロリで、繊維質が硬くなりすぎて食べられなかった。

意外と難しい（おいしくならない）のが、「実」物。多分、正しい育て方と肥料などによれば、おいしくできるはずだが、日当たりにまかせて放置して育てるだけでは、うまくいかなかった。オクラ、トマト、キュウリ、ゴウヤなどは、育てて実はできて、皮が硬い、青臭い、大きくならない等食用としてはなかなか難しい。イチゴは多くできるが、水分、甘み、大きさなど、そのままというよりもジャム用かなという感じだった。ただ、唐辛子系は育てやすいし、料理にも使える。鷹の爪は、鑑賞用にもなり、乾燥させて料理に使っている。

最近、よく育てているのは、バジル、紫蘇、ルッコラなど。強くってどんどん育ち、必要な葉っぱをちぎって使っても、どんどん増えていく。苗を買って育てた方が簡単で確かだが、ルッコラは発芽率が高く種からでも失敗しない（二本松弁護士に勧めてもらった）。我が家のベランダは、真夏は暑くなりすぎて難しくなるが、それまではプランターで育てていて、結構重宝している。

4 ずっと同じものを育てていても面白くないので、いろいろと挑戦して楽しんでいる。知人の中には、ある程度の広さをもつ菜園を借りている人もあり、そういう生活にも憧れがあるが、現状はまだ難しい。今は、そこまでするのも少し重たいので、失敗しても別にいいやと思いつつ、うまくいったときのささやかな喜びに期待して、身近なところでちまちまと楽しんでおこうと思っている。それが性にも合っている。

フェスの魅力

弁護士 北村 幸裕



CDが売れなくなったことから、音楽業界では、ライブ等で音楽を直接経験してもらうことで利益を獲得する方向に舵が切られて久しい。ここ数年、様々なミュージシャンが集まってライブをするいわゆるフェスが各地でたくさん実施されているのもその表れである。

これを書いているとき（令和2年5月時点）、新型コロナウイルスの影響で各地のフェスが次々に中止・延期になっており、私が毎年参加している『京都大作戦』も、残念ながら今年は中止となった。

今回は、社会情勢を踏まえつつも、あえて私が考えるフェスの魅力を語ってみたい。

ちなみに、添付の写真は、昨年参加した『京都大作戦』のときである。開始直前で、日光、暑さ、寒さ対策は万全となっている。



フェスには複数のアーティストが参加する。各アーティストは短時間（例えば30分）でライブを行い、その後セッティングの時間をはさんで、次のアーティストがライブを行うというスケジュールで進んでいく。複数のステージが設置されて、ステージごとのライブ時間がズレていることも多い。そのため、位置関係上ステージ間の移動が容易なら、常時誰かのライブを見ることが可能である。

また、単にライブが行われているだけではない。参加アーティストやフェスのグッズ販売がなされているので、ライブの合間に、物販に行ってグッズを購入することもできる。最近ではネット販売があるので、事前にグッズが買えるが、フェス会場でのみ入手可能な限定グッズが売られていることも多く、フェスが始まる前は、お目当てのアーティストグッズを購入する人の行列ができてい

る。不用意に並んでしまうと、購入する前に最初のライブが始まってしまいかねない。細心の注意が必要である。

飲食のための屋台も出ていて、そこでしか食べられないようなおいしい食事をすることもできる。1人前の量が少なめなので、あれこれとおいしそうなのを食べることができる。

子ども連れで来られる方のために、子どもが楽しめるイベント（ワークショップ等）などを実施しているものもある。一方、立ちっぱなしがしんどい方のために、座って見るスペースを用意しているものもある。

つまり、フェスとは、幅広い年代の方が、自由な方法で、音楽を楽しむことができる素晴らしいイベントなのである。ライブ初心者でも楽しみやすく、参加しやすいというのが大きな魅力ではなからうか。

フェスでは、たくさんのアーティストが参加しているので、当然、よく知らないアーティストもいる。そのため、今まで聞いたことがないアーティストのライブを見て、ファンになることもある。実際、私が最近好きになったアーティストは、ライブで知ったものが多い。新しくアーティストを知ることができるというのがフェスの魅力の一つである。

また、私は、音楽とは、聞くだけのものではなく、全身で体感するものだと思っている。フェスに限るわけではないが、ライブ中は、音楽に合わせて体を揺らしたり、アーティストと一緒に歌ったり、合図等に合わせて声を出したりする。音楽のジャンルによっては、リズムに合わせて頭を上下に激しく振る、周囲とぶつかるほど暴れる、大勢でサークル状に回る、人に乗って流れていくということもある。こうやって全身で音楽を楽しむと、日頃のストレスなんてあっという間に吹っ飛んでしまうのであり、全身で音楽を体感できるというのもフェス（ライブ）の魅力の一つだろう。

もちろん、魅力はこれだけで留まるものではないが字数の都合上書き切れない。新型コロナウイルスによる規制が落ち着き、フェスが開催できるようになれば参加したい。

皆さんも一度体験されてはいかがでしょうか？

子供と楽しむアナログゲーム

弁護士 増田 朋記



本稿執筆時点では、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が延長された状況にあり、私も外出自粛により、休日はどこへも出かけず、巣ごもりする生活となっています。今回は、この巣ごもり生活を楽しく乗り越えるべく、私が5歳の子供と一緒に楽しんだアナログゲームについて、ご紹介したいと思います。

現代ではゲームといえばテレビゲームやスマホゲームなどのデジタルゲームをイメージする人が多いと思いますが、ボードゲームやカードゲームといったアナログゲームも根強い人気を持っています。

特に子供に目を向けますと、デジタルゲームについては、香川県でゲームの利用時間のルール作りを促す条例が成立するなど、依存症等の悪影響が危ぶまれる社会情勢にあります。他方で、アナログゲームは、おもちゃ屋さん等で子供達の知育を促進するグッズとして宣伝されるようになってきました。

個人的にはデジタルゲームもアナログゲームも付き合い方次第ではないかと思っていますが、小さい子供と一緒にやるのであればアナログゲームの方が断然楽しいと思います。

では早速ご紹介しましょう。

(1) ウボンゴ

一つ目はウボンゴという早解きパズルゲームです。様々な形が描かれたボードに、指定されたピースをはめ込む早さを競うゲームで、まさしく知育という感じ。アナログゲームの中では有名なもののようです。1番目にパズルを揃えた人は青い宝石（3点）が、2番目に揃えた人は黄色い宝石（1点）がもらえるという仕組みですが、パズルを揃えさえすれば、これに加えてランダムに宝石（1点～4点）がもらえるので、運がよければ1番でなくても高い点数がもらえます。



また、ボードは4ピースのものと3ピースのものが選べるので、子供を3ピースにすれば、大人とでも良い勝負ができます。1ゲーム9ラウンドで、長丁場で頭を使いますから、1日に何回も繰り返すという感じではありません

んが、大人も楽しみながら脳トレになるゲームです。

(2) ガイスタートレップ (日本語名: オバケだぞ～)

二つ目はガイスタートレップという双六ゲームです。基本的なルールは、サイコロを振って、階段の絵が書かれたボードを1段ずつ進んでいき、最初にゴールについた人が勝ちというもので、非常にシンプルです。



ただ、このゲームではサイコロでおばけの目が出ると、コマがおばけコマに変身します。さらに全員がおばけコマになった後におばけの目が出ると、2つのおばけコマの位置が入れ替わります。おばけコマはどれも同じデザインなので、入れ替わっているうちにどれが自分のコマかわからなくなってしまいます。このゲームはコマやボードのデザインが良くて、子供にはとても魅力的なようです。子供はなぜかおばけが好きですね。うちの場合は一度やると子供がなかなか飽きないので、何回も繰り返しプレイしています。

(3) ゴブレットゴブラーズ

最後はゴブレットゴブラーズというゲームで、井の字に組んだ場にコマを置いて、縦か横、あるいは斜めに自分の色のコマを3つ並べた方が勝ちとなります。いわゆる○×ゲームですね。ただし、コマには大・中・小の3つのサイズがあり、大きいコマは小さいコマの上に重ねて置くことができます。さらに一度置いたコマを取って移動させるということもできます。これもなかなか頭を使いますが、操作は簡単なので子供も楽しんでます。



アナログゲームを調べてみると、本当に様々なものがあります。皆様も是非童心に返って遊んでみてはいかがでしょうか。

それは、アベソーリやろ

弁護士 長谷川 彰



昨年の漫才コンテストで見事優勝された若手漫才コンビのネタ帳らしきものを見つけました。中をのぞいてみると…

U: はい、ありがとうございます。マスクをいただきました。(K、内ポケットへ入れるふり)

K: あのな、うちのオカンが好きな政治家がいるらしいねんけど、その人の名前をどうしても思い出せんていうねん。

U: ほな、その人誰なんか僕と一緒に考えてあげるから、その政治家の特徴について、オカンがどう言うてたか聞かせてくれるか。

K: オカンああみえて、国会中継見るの大好きなんや。それで、その政治家は、しょっちゅう国会中継に出て、いろいろ聞かれるのに答えてるンやて。

U: それひょっとすると、アベソーリちゃうか。

K: 僕もアベソーリかなと思ってオカンにいうたら、いやそんな名前やないていうねん。

U: ほな、その政治家の特徴もうちょっと詳しく話してくれるか。

K: オカンがその政治家好きな理由は、質問に対して、真っ正面から答えるところなんやて。

U: それやったら、アベソーリちゃうなあ。アベソーリは、野党議員の質問に対し、嘸み合はんよう、嘸み合はんように答えるのが得意な人やから、質問に真っ正面から答えることなんかないよ。

K: オカンが言うにはな、その政治家は、最近布製のちっちゃいマスクをしてるらしいわ。

U: それやったらアベソーリやないかい。あの人、周りにたきつけられて、マスク不足解消のため布製マスクを一世帯あたり2枚配布するって決めて、自分もずっとそのマスクつけたはるねん。絶対その人アベソーリやわ。

K: 僕もアベソーリやと思って、オカンに言うて、その政

治家は、隠し事が嫌いな人で、それもオカンが好きな理由の一つらしいわ。

U: 隠し事嫌いな政治家っていうなら、アベソーリちゃうなあ。あの方は、隠しておくの大好きやから、周りの人が付度して、公文書まで隠してもたくらいやで。

K: 違うかな。オカンがいうには、その政治家は俳優さんとか芸人さんに囲まれて夫婦で写真撮ったはるらしいんやけど。

U: それやったらやっぱりアベソーリやろ。あの方は、アキエ夫人と桜を見る会で、石坂浩二とかイッコーさんとかたくさん有名人に囲まれて写真撮ってはるから、アベソーリに間違いはないわ。

K: せやなあ。もう一つ、オカンがその政治家好きな理由は、嘘つかはらへんところらしいわ。

U: それやったら、アベソーリと違うかもしれんな。あの方は、福島原発の汚染水の影響は完全にブロックされていますって大見得きって、東京オリンピック誘致した人やで。オレは、嘘つくの平気な人やとみてるねん。

K: せやなあ。あと、オカンがいうには、その政治家は、家庭を大事にする人らしいわ。

U: ほな、やっぱりアベソーリやで。あの方は、国民がコロナの感染防止のために休業させられて、明日の生活に困っているときに、家で犬と遊んでる人やで。コロナ対策の記者会見でも、自分の言いたいことだけ言ったあと、記者が質問していてもさっさと退席しはる。翌日の新聞で首相動向欄見てたら、そのあと自宅へ帰ってるンや。よほどのことがない限り、7時半頃には自宅へ帰ったはるよ。

K: うーん。オトンにどう思うって聞いたらそれはアソウさんやろ言うねん。

U: 確かにあの二人よう似とるけど、それはちゃうやろ。

K: もういっぺんオカンに確認してみるわ。

フルマラソン

弁護士 若竹 宏諭



元々、サッカー中にボールを追いかけて走ることはそれほど苦ではありませんでしたが、ボールがないところで走ることは好きではありませんでした。運動不足解消のために、近所を数キロ走る程度で、長くても10キロ程度を走って非常に満足していましたし、走ることを継続できたこともありませんでした。

その私が、マラソン大会に出ないかという弊所長野弁護士からの一言で人生初のフルマラソンを走ることが決まったのが、昨年の初夏のことでした。体力作りにつながると考えたのと、人生で一度は走っておきたいという気持ちがどこかにあったのか、それほど悩まずにエントリーを決定しました。試験と同じで、参加費を支払って、エントリーをすることで逃げ場をなくしてしまえば、否応なく練習もするだろうという考えでした。基本的な目標は、歩かずに走り続けてゴールすること（完走）に設定しました。

半年後の本番までに、徐々に走れる距離を長くしていくことにし、本番の1ヶ月前にはフルマラソンと同等の距離を走っておくという計画を立てました。まずは、鴨川沿いを週1回走ることから始めました。距離も5キロ程度からにしましたが、夏だったからなのか、体力がなかったからなのか、あるいはその両方なのかは分かりませんが、5キロでもなかなか疲れるもので、このつらい状態があと8倍あるのかと考えると、嫌になりました。真夏の暑さもあり、週1回走ることができなかったこともありましたが、徐々に走る距離を長くしていき、やがては10キロを難なく走ることができるようになり、10月には30キロ程度を走ることができました。とはいえ、走りながら更に10キロも走るのかと考えた時には、本当に完走できるのだろうかと思いが遠くなる思いでした。完走できなくてもペナルティーがあるわけではありませんし、競争でもないのです、気負う必要など全くなかったのですが。

結局、フルマラソンと同等の距離を走ることはできずに、本番当日を迎えました。

コンディション面では、前日の晩に鳥根の食べ物とお酒を堪能したため、万全とはいえなかった状態でした。スタート地点に到着してスタートを待っている間も何を考える



べきなのかがよく分かりません。42.195キロは未知の世界であったため、そもそもどう走っていくのかイメージすらできなかったからです。今までに味わったことがない、なんともいえない気分でした。スタート後、走り始めて気付いたのは地元の方からたくさんの声援があったことです。走る側になって分かったのは、沿道からの応援がものすごく力になるということでした。コース自体も、鳥根県と鳥取県の間にある中海を渡る景色が良いコースで、一定の間隔で設置されたエイドでは、地元の名物も食べることができるなど、参加者のための工夫が感じられました。30キロを過ぎた後には、2箇所の坂道があり、本当に歩きたくなりましたが、自分より明らかに年上の方が走っているのを見て、負けられないと思ったりしながら、最後まで何とか走り切ることができました。走る前に設定していた目標タイムは4時間30分でしたが、4時間26分でゴールすることができ、なんとか目標を達成することができました。

大会前に、一度走って見たらまた走ってみたいくなるものなどといわれ、走ることが嫌いだった私はそんなことはないんじゃないかと高をくくっていました。しかし、走ってみると、もう一度走ってみたいになりました。もちろんゴールによる満足感、達成感もあったと思いますが、それ以上に、地元の方々の協力があって成立している大会全体の一体感に魅せられたからだだと思います。

初めてのマラソン大会への参加を通じて、走ることが習慣化されました。健康のためにも、年1回程度はマラソン大会に参加していければと思います。

外国語学習について

弁護士 三角 真理子



今年の1月に仕事を始めてから、週に1回、英会話レッスンに参加していました（この原稿を書いている令和2年5月現在、当面の間レッスンはお休みになっています）。数年間、英語にほとんど触れずに生活してきた私は、中学生の頃に知っていた言葉すら出てこず、人間の能力は使わなければ衰える一方だと感じています。レッスンでは、具体例や自分の考えの理由を交えながら話すようにしており、日本語での日常会話とは少し違うコミュニケーションをとっているのですが、慣れないながらも一生懸命話すと先生から反応が返ってくるのは嬉しく、もっと英語で思っていることを伝えたいという気持ちになります。

ところで、私が話せるようになってみたいと思っている言語として、英語の他にロシア語があります。私がロシア語に興味を持ったのは、元ロシア語通訳者である米原万里さんの、「旅行者の朝食」という本を読んだことがきっかけです。この本には、主にロシアの食べ物に関するエッセイが掲載されています。その中でも、特に作者の情熱が注がれていると感じられるのが、ハルヴァというお菓子の話です。作者は小学生の頃、プラハにあるソビエト学校に通っており、同級生がモスクワのお土産に買って来てくれたハルヴァを一口食べ、その味が忘れられなくなったのだそうです。しかし、ハルヴァは店頭で並ぶのが大変珍しいお菓子で、似たお菓子は見つかったとしても、子供の頃に食べたハルヴァと同じ味には、なかなか巡り合うことができないのです。ハルヴァとは、ナッツや蜜や香辛料が混ざり合ったお菓子らしく、読んでいるうちに、私も一生に一度で良いのでハルヴァに巡り合ってみたいと思うようになりました。エッセイの中には、本物のハルヴァを求めて作者があらゆる文献を探す過程が綴られています。それだけでも十分面白いのですが、作品全体に、作者が小学生の頃に異国に移住し、同級生が話しているロシア語の意味がまるでわからないと

ころから、ロシア語を理解できるようになっていく喜びが散りばめられているところが魅力的でした。作者の作品を読むといつも、外国語学習の先には、その言語を理解できる人のみに開かれた、未知の世界が広がっていると感じられます。

この機会に作者の作品を紹介すると、「旅行者の朝食」の他にも、「嘘つきアーニャの真っ赤な真実」なども印象に残りました。子供時代を、様々な国から来た同級生と共に過ごした作者の経験に圧倒されます。

上記の作品を通じてロシアに興味を持ったため、大学生の頃、ロシア語の勉強をしてみたことがあります。しかし、独学では読み方がわからない上、馴染みのない発音が多く、舌が回らず発音ができませんでした。もう少し続けてみれば良かったのですが、この時は他の勉強が忙しくなり、断念してしまいました。

ロシア料理のお店にも行きました。店内にはロシアの音楽が流れており、歴代の政治家の顔のマトリョーシカが飾られていました。実際のロシアはどんなところなのだろうと想像しながら過ごすと、より一層楽しめました。

現在、弁護士としての仕事が始まり、仕事のために勉強、経験しなければならないことが山ほどあると実感しています。依頼者の方の力になるために、より実力を付けなければと思うと、外国語学習に意識を向けることはなかなかできないのですが、あと何回ロシア語に挑戦できるだろうかと思うと、思い立った時に実行するのが良いとも思います。

ロシア語を流暢に話せるようになる日は、私には来ないかもしれません。しかし、外国語学習をすること自体に、未知の世界に近づく喜びを感じ、これから何度でもロシア語学習を繰り返していきたいと思います。

英会話のレッスンが再開したときには、外国語学習の魅力を思い出し、気持ちを新たにしたいと思っています。

男鹿旅行記

弁護士 小原 路絵



2019年7月に秋田県男鹿市に旅行に行きました。友人が住んでいて、昔から行きたいなと思いつつ、なかなか機会がなかったのですが、ようやく実現しました。

現地では友人ご家族にお世話になって、色々なところに連れて行ってもらいました。

まずは、男鹿と言え、で、「わるいごはいねが〜。」で有名な「なまはげ」を見に行きました。ちょうど2018年になまはげはユネスコの無形文化遺産に登録されたばかりです。最初に、「なまはげ館」で150枚以上のなまはげの面を見ました。面だけの展示ではなく、藁製の蓑状の衣装を着けたなまはげが、こちらを威嚇するかのようになり、150体以上もずらりと並んでいました。一口になまはげと言っても、その面は、男鹿周辺でも、地区によって違いがあるとのことで、表情や角の形や顔の色など様々でした。なまはげ館では、面や蓑状の衣装を身に着け、包丁を模した小道具とともに、なまはげになりきることもできます。



そして、次は、隣の「男鹿真山伝承館」に行きました。男鹿地方の昔ながらの民家で、曲家（まがりや）民家というそうです。暗くて狭い部屋に通され、なまはげに関する解説を聞いていると、突然ドアをバーンと叩きつける音がして、「ウォー」という大きな叫び声とともになまはげが2匹やってきました。赤と青のなまはげが二匹一組で行動することが多いようです。部屋には「キャー」という叫び声と子どもたちの泣き声が響きます。なまはげ達はなかなかの迫力で観光客のところを歩き回った後、家の主に酒等でもてなされ、問答を行います。なまはげは大晦日に山から下りてくるそうで、一年間、山の上から、



怠けている人がいないか、なまはげ台帳に記録しているそうです。なまはげは、なまはげ台帳を見ながら、その家の怠け者について、色々指摘します。家の主が、なまはげから指摘された怠け者をかばおうという問答はなかなかユーモアがあって面白かったです。

男鹿なまはげライン（JR東日本男鹿線の愛称）を走る、赤の車両と青の車両の二両編成で、なまはげのイラストが描かれた電車にも乗ることができました。なまはげのラベルの田沢湖ビールも飲み、なまはげづくしでした。



翌日は、乳頭温泉郷に連れて行ってもらいました。乳頭温泉郷は7つの温泉があり、10年以上前に秋田市に研究会で来た際に、一カ所だけ行ったことがあり、今回は、事前に調べていた乳頭温泉郷の中でも最古という「鶴の湯」をリクエストしました。自力では到底たどりつけないだろうなというような山道を車で進んでいきました。最近はなかなか行けていないのですが、温泉は大好きで、久々の秘湯に、いやがうえにも期待が高まります。鶴の湯は、茅葺屋根の昔ながらの建物に宿泊もでき、山奥でアクセスが良いとはいえ立地にもかかわらず、予約困難な人気のお宿のようです。温泉は乳白色で、トロツとした泉質です。もう一つ、乳頭温泉郷の最奥にある黒湯にも連れて行ってもらいました。こちらは遠目に、白く濁った川が見えたため、川に浸かるタイプの温泉かと思いきや、外から丸見えかとドキドキしましたが、ちゃんと脱衣所の建物と、塀に囲われた温泉がありました。秋田と言えども、夏場のため、そう長くは湯に浸かってられないのが残念でしたが、リフレッシュすることができました。泊まったホテルの横の側溝には湯気の出た水が流れており、さすが乳頭温泉という風情でした。

その他にも、一面に咲いた青いあじさいで有名な雲昌寺、田沢湖、角館などを巡ってもらい、盛沢山・大満足の男鹿旅行でした。この旅行記も最後になって、ほとんど食べ物の話が出て来ないことに我ながら驚きましたが、もちろん秋田グルメも楽しみました。しかし、やはり印象深かったのは、なまはげと乳頭温泉郷だったのです。

感染症法及び新型インフルエンザ等 対策特別措置法の改正について

弁護士 谷山 智光



1 はじめに

今年に入って新型コロナウイルス感染症¹が世界的に拡大し、日本でも同感染症の患者が増加しました。これに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」といいます。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されました。

2 感染症法

感染症法は、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする法律です（1条）。令和2年1月、新型コロナウイルス感染症が、同法の指定感染症（6条8項）と定められました（令和2年2月7日から令和3年2月6日まで）。

これにより、新型コロナウイルス感染症についても、感染症法に基づき、例えば、以下のような措置が講じられる可能性があります。

- 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（15条）
- 情報の公表（16条）

上記調査により収集した感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報等が新聞、放送、インターネット等で公表されます（1項）。なお、公表するに当たっては、個人情報保護に留意しなければならないとされています（2項）。

- 健康診断（17条）
- 就業制限（18条）
- 入院（19条及び20条）
- 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（27条）

都道府県知事は、感染症の患者がいる場所又はいた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者又はその場所の管理をする者等に対し、消毒すべきことを命ずることができます（1項）。

- 物件に係る措置（29条）
- 質問及び調査（35条）

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、感染症法等と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民

経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする法律です（1条）。令和2年3月、暫定措置として、「新型コロナウイルス感染症」を同法2条1号に規定する「新型インフルエンザ等」とみなして同法及び同法に基づく命令の規定を適用することとする改正がなされました（附則1条の2）。

これにより、新型コロナウイルス感染症についても、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、例えば、以下のような措置が講じられる可能性があります。

- 緊急事態宣言（32条）

新型コロナウイルス感染症が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（感染経路が特定できない場合又は感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合）が発生したと認めるときに、政府対策本部長（内閣総理大臣）が、実施期間、実施区域を特定して緊急事態宣言をします。

- 感染を防止するための協力要請等（45条）

緊急事態宣言がなされると、実施区域の都道府県知事は、当該都道府県の住民に対し、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を要請することができます（1項）。

また、多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止を要請することができます（2項）、正当な理由がないのに要請に応じないときは、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができます（3項）。かかる要請又は指示をしたときは、その旨が公表されず（4項）。なお、かかる要請又は指示に応じた場合の損失補償の規定はありません（62条参照）。

以上の要請又は指示に反した場合の罰則はありません。

1 法律上は、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの」とされています。

パワーハラスメント防止指針

弁護士 永井 弘二



「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」（令和元年5月29日成立・同年6月5日公布）により、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法・旧雇用対策法）が改正され、パワーハラスメント防止についての規定が新設されました（同法30条の2）。これに基づき、厚生労働省は、令和2年1月15日付で「パワーハラスメント防止のための指針」を公表しました。労働施策総合推進法では、パワーハラスメントを定義すると共に、事業者は「雇用管理上の措置」をしなければならないこと（同法30条の2第1項）、相談等をした労働者に対して不利益取扱をしてはならないこと（同法30条の2第2項）、厚生労働大臣は、「雇用管理上の措置」に関して指針を定めること（同法30条の2第3項）、パワーハラスメントに関する紛争についての労働局における調停等の手続（同法30条の5～8）が規定されており、今般の指針は、30条の2第3項に基づくものとなります。施行期日は令和2年6月1日です（一定の要件を満たした中小事業者の「雇用管理上の措置義務」などについては、令和4年3月31日までは努力義務）。

労働施策総合推進法では、パワーハラスメントを、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されることと定義しており、指針では、これを敷衍して説明しています。①の優越的關係とは、通常、職場における上下関係を指しますが、同僚、後輩であっても当該業務の専門知識が豊富な場合や、部下が多数で上司と折衝するような場合などには優越関係が生じ得るとされています。②の業務上必要かつ相当な範囲を超えたものとの要件該当性が最も問題となる場面が多いと考え

られ、基本的には個別具体的な事案ごとの検討が必要となりますが、大枠としては、問題となる行為の目的が正当なものか否か（いじめなどの意図がないかどうか等）、その行為の態様が相当か否か（不必要に萎縮させるような言動でないか等）、という観点から社会通念に照らして判断されることとなります。③の労働者の就業環境が害されることとは、労働者の能力の発揮が妨げられるような状況となることであり、これは「平均的な労働者の感じ方」を基準として判断されるとされています。指針では、パワーハラスメント該当性について、いくつかの例を挙げて解説していますので、参考にしてください。

指針では、事業者が行う「雇用管理上の措置」として、①事業主の方針等の明確化とその周知、啓発、②相談窓口の設置とその旨の周知、相談に対する適切な対応体制の整備、③事案が生じた際に迅速、適切な対応を行うこと、④相談者のプライバシー保護への配慮と不利益取扱をしないこと等とこれらの周知、などが規定されています。

また、望ましい措置として、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等と一元的に対応できる体制とすること、職場でのコミュニケーションの活性化・円滑化のための研修等の実施や適切な業務目標の設定等を行い、これらには労働者の意見もふまえつつ整備していくこと、取引先の従業員や個人事業主などについても、同様にハラスメント防止を心がけること、他社の従業員からのハラスメントが生じた場合の対応体制を整備することなどが規定されています。

そして、パワーハラスメントに関する上記の指針にあわせて、それまでのセクシャルハラスメント防止に関する指針、マタニティハラスメント防止に関する指針等も一部改正されています。

不合理な待遇差の禁止について

弁護士 森貞 涼介



「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム労働法」）は、2020年4月1日より、法の対象をパートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者にも拡大し、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に改称して施行されています。

これは、政府の進める「働き方改革」の一環であり、この法律の主な改正事項は、①正社員と非正社員の不合理な待遇差を禁じる規定が整備されたこと（同法8条及び9条）、②事業主に対し、正社員と非正社員の待遇差の内容と理由についての説明義務が課されたこと、③行政による事業主への助言・指導等や行政ADRの整備がされたことの3点です。

※中小事業主への適用は2021年4月1日からです。

(1) 不合理な待遇差の禁止

不合理な待遇差の禁止規制には2種類あります。

1つ目は、①業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（「職務の内容」）、②当該職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情を考慮して、基本給、賞与その他の待遇について、不合理な相違を設けてはならないという、「均衡待遇」の規制です（同法8条）。

2つ目は、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が正社員と同一の範囲で変更されることが見込まれる場合には、基本給、賞与その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない、という「均等待遇」の規制です（同法9条）。

均衡待遇は、待遇差につき、職務の内容等の相違に対応した合理性を求めるものであるのに対し、均等待遇は、同一条件下では同一の待遇を求めるものです。

実際には、正社員と非正社員が、「事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が正社員と同一の範囲で変更されることが見込まれる」ケースは稀であり、実務上よく問題となるのは、均衡待遇の規制でしょう。

近年、「同一労働同一賃金」という言葉をよく聞くようになりました。しかし、正社員と非正社員の仕事内容が全く同じである場合に、待遇差があっても、直ちに法に違反するとは言えません。なぜなら、その待遇差が、職務内容や配置転換の範囲等を考慮して、合理的だと言える場合には、均衡待遇に違反しないからです。

より具体的に言いますと、正社員と非正社員は同じ仕事に従事していても、正社員の方は将来にわたって、勤務地の変更や業務内容の変更を命じられる可能性がある場合は、それらの点を合理的な範囲で待遇差に反映させることは許されています。

(2) 事業主の説明義務の強化

事業主は、非正社員から求めがあった場合には、待遇差の内容と理由を説明する義務を負います（同法14条2項）。説明の内容は、裁判等の手続時になった場合には、証拠として提出され、説明内容の合理性が事後的に検証されるであろうことに留意しておく必要があります。

また、事業主は、非正社員が上記の説明を求めたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはいけません（同条3項）。

(3) 行政による助言・指導等と行政ADR

今回の改正によって、有期雇用労働者について、行政による助言・指導等の根拠規定が新設され、行政ADR（裁判外紛争解決手続）も利用できるようになりました。

民事執行法が改正されました

弁護士 上里 美登利



1 民事執行法の利用場面

民事執行法の一部を改正する法律（令和2年5月17日法律第2号）が一部の規定を除いて2020年4月1日から施行されています。

民事執行法とは、例えば、お金を100万円貸したのに返してくれないので、裁判をして「金100万円を支払え」という勝訴判決を得たにもかかわらず、100万円を払ってもらえないという場合に、どうやってこの100万円を回収するか、という際に必要となる法律です。

例えば、相手方である債務者の預貯金や不動産があれば、そこから強制執行により回収することを試みます。しかし、その場合は、執行力のある確定判決等（「債務名義」）に基づいて、強制執行の対象とする預貯金や不動産等の財産を具体的に特定して、裁判所に対して申立をする必要があります。

ところが、債務者がどのような財産を持っているかを具体的に特定することは非常に難しく、せっかく債務名義を得ても回収ができないという問題が生じることがあります。

これまで、債務者を裁判所に呼んで、債務者自身に自らの財産に関する情報を開示させる財産開示手続が民事執行法に定められていましたが、実効性が低く利用率は低調でした。

今回の民事執行法の改正は、こうした財産調査の方法を強化するもので、紙幅の関係から手続等の詳細は省略しますが、概要は以下のとおりです。

2 財産開示手続における罰則の強化

従来は、債務者が呼出しを受けても正当な理由なく出頭しなかった場合や虚偽の陳述をした場合等も30万円以下の過料の罰則しかありませんでした。しかし、今回の改正により、これらの場合等は6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる定めとなり、罰則が強化されました（213条1項5号6号）。

また、財産開示手続の申立権者も拡大され、強制執行が可能な公正証書や仮執行宣言付判決等を得た債権者も申立てが可能となりました（197条1項）。

但し、財産開示手続を利用するためには、①強制執行

等で完全な弁済を得ることができなかつたときか、②知れている財産に強制執行を実施しても完全な弁済を得られないことの疎明がされていることが必要です（197条1項）。

3 第三者からの情報取得手続

執行力のある債務名義を有する債権者の申立により、裁判所が債務者の財産について情報を有する第三者に対して、情報提供を命じる制度が新設されました。

(1) 金融機関に対して：預貯金、振替社債等

銀行、信用金庫や金融商品取引業者等の金融機関に対しては、債務者名義の預貯金債権、国債、振替社債等の情報を回答するよう命じる手続が新設されました（207条1項）。

但し、この制度を用いるには、財産開示手続と同様に、①強制執行等で完全な弁済が得られなかつたこと又は②完全な弁済を得られないことの疎明が必要です。

(2) 登記所に対して：不動産

登記所に対しては、債務者が所有権の登記名義人である土地・建物についての所在地、地番等の情報の提供を命じる手続が新設されました（205条1項1号）。

但し、この制度の利用にも、(1)と同様①又は②があることに加え、財産開示手続を先行させ、財産開示期日から3年以内に申立をする必要があります。

また、本制度は2020年4月1日に施行されず2019年5月17日の公布から2年以内の施行予定です（令和元年5月17日法律第2号附則5条）。

(3) 市町村や日本年金機構等に対して：給与等

申立権者は、養育費や婚姻費用等の扶養義務に係る請求権又は人の生命身体への侵害による損害賠償請求権についての執行力ある債務名義を有する債権者に限られます（206条1項）。

市町村、日本年金機構又は厚生年金保険の実施機関等に対し、債務者の給与や賞与等の支払いをする者の氏名・名称・住所等の情報の提供を命じる手続が新設されたものです。

但し、この制度の利用にも、(2)と同様、①又は②に加え、財産開示期日から3年以内の申立が必要です。

インタビュー
シリーズ
第9弾

三角弁護士インタビュー

今回、今年の1月に入所し、現在北村弁護士のもとでアソシエイトをしている、三角真理子弁護士に、インタビューしました。

インタビューアー（以下「I」）：まず、ご出身と経歴を教えてください。

三角弁護士（以下「M」）：大学に進学するまでは、熊本市です。立命館大学に進学して京都に来ました。その後、大阪大学のロースクールに進みました。

I：京都へは大学で来られたのですか？熊本と比べていかがですか？

M：京都へは修学旅行で来たこともあり、憧れもありました。熊本市もそれほど田舎とは思っていませんでしたが、お店などなんでも揃っているという印象ですね。

I：立命館大学ではなんのゼミでしたか？

M：中山布紗先生の民法のゼミです。私がゼミに入るときに赴任されてきた先生で、民法で判例ならなんでもやっていいよというゼミでした。私は卒論で「医師の説明義務違反」について書きました。

I：ゼミ以外では、大学でどんな事をされておりましたか？

M：法律討論サークルに入っていました。与えられた問題に対してチームで話し合っただけの内容を、弁護士や大学教授が審査し、その結果を他の大学と競うという大会が年に数回あるのですが、その大会に向けた活動を中心にしていました。関西で勝てば全国に行けるのですが、全国大会にも出場したこともありました。

I：法学部に進もうと思われたきっかけはなんですか？

M：高校の時、OBである宇都宮健児先生（元日弁連会長）が講演に来られました。その時、サラ金で困っている人を救済した話などを聞き、「弁護士って人の役に立ってる仕事なのかなあ」と思いました。また、地元が熊本ということもあり、水俣病の記事などを目にして、このような被害者救済の分野でも弁護士ができることってあるんだなと思っていたこともあり、大学進学の際は、まだはっきり弁護士になりたいという感じではなかったのですが、法学部に進むことにしました。

I：その後、具体的に弁護士を目指されてロースクールに進まれたと思うのですが、ロースクールはいかがでしたか？

M：毎日、勉強ばかりで大変でした（笑い）。特にロースクールの1年目は家とロースクールの往復だけで辛かったです。2年目に、妹が関西の大学に入学したので、そこから2人で一緒に住むようになり、一緒に美味しいものを食べたり話したりして過ごせる相手が出てありがたかったです。あと、ロースクール時代に、小学校受験向けの塾でアルバイトをしていましたが、アシスタントとしてお子さんのトイレに付き添ったりする仕事で、週一回小さなお子さんと触れ合えるのがすごく癒しでした。

I：趣味は何ですか？

M：旅行が結構好きで、司法試験の受験が終わった後は、北海道に行きました。北海道は好きで、4回ほど行きました

が、特に富良野が好きです。「北の国から」を全部見て、「五郎の石の家」（富良野市）にも行きました。

I：三角弁護士が、フラダンスをされていると聞きましたか？

M：身体を動かして気分転換をしたいと思い、習い始めました。インターネットで調べて、ハワイで修行された日本人の先生がされているフラスタジオに行っています。先生がハワイの優しい雰囲気を伝えてくださるところが気に入っています。まだ1年くらいしか通っていませんが、残念ながら新型コロナウイルスの影響でレッスンがストップしてしまっています…（インタビュー時4月上旬）。

I：仕事のリフレッシュ方法はありますか？

M：週末に部屋を全部きれいに掃除して、何日か分の料理を作り置きすると、平日の乱れがリセットされてスッキリします。その後でビールを飲むのが好きです（笑い）。あとは、華道を習っていたので、たまに花を買ってきて家に飾ると気分があがります。

I：入所前と後の御池総合法律事務所の印象はいかがですか？

M：入る前からそれぞれ別の分野で熱心に取り組んでいる弁護士が多いのだなという印象でしたが、入ってみると、一人の弁護士が一つだけではなく複数の専門の分野を持っている事を知り、それが事務所の特徴になっているのだなと感じています。

I：実際に仕事を始めて如何ですか？

M：人の役に立てる仕事だと思って、この仕事を目指したのですが、実際は目の前の人の役に立つというのは本当に大変なんだと痛感しています。法律相談に行くと、弱い立場にいる人がたくさんいるのだなということを実感し、その方々の役に立てるようになりたいなと思います。

I：今後はどのような弁護士を目指していますか？

M：色々な経験を積みたいと思っていますが、特に女性や子どもの権利を守るような弁護士になりたいと思っています。

I：頑張ってください。ありがとうございました。



富良野旅行中の三角弁護士

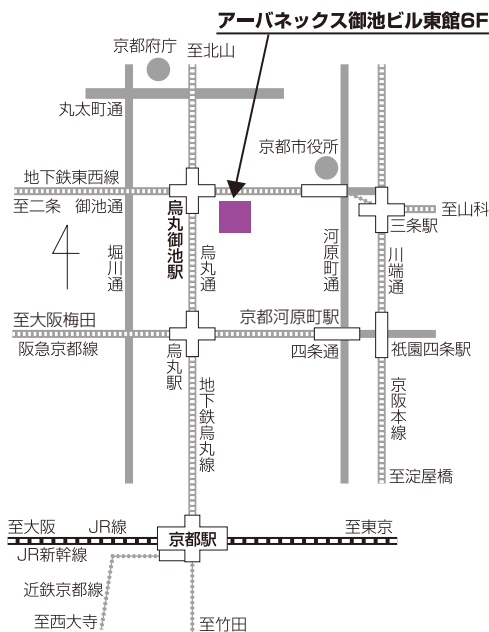
編集後記



新たに当事務所に加入した三角弁護士について、皆様へのご紹介を兼ね、インタビュー記事を掲載しております。今年はいつも燦に掲載している事務所の小旅行も見送ることになり、各人の原稿でも新型コロナウイルスに

関して触れているものが多くなりました。影響を受けられた方には心よりお見舞い申し上げますとともに、本稿作成時点（令和2年5月）では、未だ終息の兆しが見えませんが、少しでも早い終息を祈願いたします。

事務所へのアクセス



京都市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士バッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN（太陽）にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。
(創刊号巻頭言より)



発行人 御池総合法律事務所

編集者 小原 路絵

望月 潤美 岡島 美紗子